

令和5年度第2回三鷹市防災会議 議事録

開催日時：令和5年7月4日（火） 午後2時から午後3時まで

開催場所：三鷹市公会堂 さんさん館 多目的会議室A・B

<出席者>

- (1) 委員 【資料1】のとおり 出席者 36名（代理出席を含む。）
- (2) 事務局 総務部長、総務部危機管理担当部長、防災課防災まちづくり担当課長、防災課課長補佐、主査、主事

<司会進行>（防災課課長補佐）

同会議の位置付け等について次のとおり説明

- ・三鷹市防災会議は、「三鷹市市民会議、審議会等の会議に関する条例」に基づき、個人情報に関わる事案の審議等を除き原則公開であること。
- ・本日の会議傍聴希望者はいないこと。
- ・会議録を作成し、市のホームページ及び相談情報課等で公開すること。
- ・委嘱状の交付は席上配布にて代用すること。
- ・本防災会議は、条例に基づき会長は市長が務めること。

<議事進行>（会長：三鷹市長）

1 会長挨拶

会長：それでは、ただいま御説明ありましたように三鷹市防災会議条例におきまして、会長を務めさせていただきます三鷹市長の河村孝です。よろしく申し上げます。

それでは、ただいまから令和5年度第2回防災会議を開会いたします。初めに会長として、御挨拶をさせていただきます。

御多用のところ、本当に第2回目の三鷹市防災会議に御出席いただきまして、ありがとうございます。前回は新たに防災会議委員に委嘱をさせていただきましたが、引き続きまして、今回第2回目でも、三鷹市防災会議におきましては、新たに委員となった方がいらっしゃいますので、自己紹介をぜひお願いしたいと思っております。

さて、近年、災害の頻発化、激甚化が見受けられます。皆様も御記憶の新しいところでは、6月1日夜から2日昼過ぎにかけて、継続的に大雨が降りました。三鷹では、幸いにして、ひどい被害はありませんでしたが、消防団や消防署の皆様のご活躍によって、かなり被害は狭められたと考えております。しかしながら、野川にあります野川大沢調節池や平常時、スポーツ広場として活用すべく、オープニングしたばかりですが、先の大雨で、半分ぐらいまで、川水が流入いたしました。

言うまでもなく、自助共助というのは、自分自らの力で災害をなるべく抑制するために必要なことの基本でありますけれども、それと同時に今日お集まりの皆様によってお分かりのように、共助・公助とございますか。その連携、これはまた、大切なことであります。皆様方の連携によりまして、市民の皆さんの安全安心を確保されているものというふうに思います。

その中核をなす地域防災計画の見直しに向けて、関係する皆さんの数が多くなってきて、じゃあどうするのか。効率的な議論をしていかなければいけませんし、皆さんもお気づきの点は多々あると思いますので、ぜひそういう御意見を反映していかなければいけない。そういうふうに思っているところでございます。そういうことで、前回から申し上げますように、グループ化といいますか。分科会を設けて、検討を進めていく。そういう体制を、今日も含めて御議論を深めていきたいというふうに思っております。本日の会議が実り多いものになりますように、御協力をよろしく申し上げます。

それでは、着座にて失礼させていただきます。

事務局から報告ありましたとおり、新たに委員に就任していただいた皆様に、御挨拶を頂きたいと思っております。事務局より案内をさせていただきます。よろしく申し上げます。

2 委員紹介

新たに就任した委員9名より挨拶

3 協議事項

(1) 検討部会の設置について

会長：早速、議事に入らせていただきます。

3、協議事項（1）の検討部会の設置について、事務局より説明させます。

事務局：本日、任期満了後の初めての会議でございますので、新委員の方も多数いらっしゃると思いますので、協議事項である検討部会の設置に入る前に、まず三鷹市の防災会議について、御説明する機会を設けさせていただければなと思っております。

お手数ですが、参考資料1と書いた資料を御確認いただければと思います。

まず、1番目の「概要」でございます。三鷹市防災会議は、災害対策基本法第16条に基づいて設置されている会議でございます。災害対策基本法に基づく三鷹市の防災会議条例第3条第2項においては、「会長は市長をもって充てる」という記載がございます。また同じく、同条例第3条の3項においては、「会長は会務を総理する」という規定があることから、今日の会議もそうでございますけれども、河村市長が会長を務め、議事進行をすることになってございます。

2番目の「所掌事務」を御確認ください。まず、三鷹市防災会議は、先ほど言ったように災害対策基本法第16条に基づいて設置される会議でございますが、三鷹市防災会議条例第2条において、防災会議は三鷹市地域防災計画を作成し、その実施を推進することになっております。

今回令和5年度におきましては、地域防災計画の改定の年度となっておりますので、皆様には、議論いただきまして、本会議の審議を通して、最終的にこの地域防災計画を確定していただきたいと考えております。

毎年、地域防災計画を改定するわけではございませんので、年度によっては、様々な防災に関する重要な事項を審議していただくことに加えて、毎年秋には我々総合防災訓練を実施してございますので、実施概要等の確定も、この会議でやっているところでございます。この三鷹市防災会議は、防災に関しての決定、方針を最終的に決めるような会議だと御認識いただければなと思っております。

次に、3番目の「委員」でございます。本日、委員名簿もお配りしておりますので、そちらも併せて御覧いただければなと思っております。上のほうから、公共職業安定所長から始まりまして、行政機関が来ます。その後、第5号のところから、三鷹市、行政機関の委員がございまして、その後、ライフライン等々の

指定公共機関。あるいは、医師会などの指定地方公共機関が並びまして、11号からは、市長が防災上必要と認める者というところで、地域の様々な団体の方に委員をお願いしているところでございます。

本日、多数の委員の方、御出席いただいておりますが、従前は35名の委員の構成でございました。平時から、防災機関の皆様とのさらなる連携の必要を感じて、3月議会において審議いただき、条例を改正して、委員定数を5名増加して40名とさせていただいたところです。

なお、地域防災計画は、災害対策基本法の第42条に基づいて、市民の生命・財産を災害から守ることを目的としています。そして、関係機関の協力を得て、総合的かつ、計画的な対策を求めた計画となっております。また、上位計画である国、あるいは、東京都と整合性を図りながら、策定をしているところでございますので、本年度、皆様から様々な御意見を頂きながら、地域防災計画の改定を進めていきたいと考えております。

次に参考資料の2を御覧ください。この資料は、前回の第1回目の防災会議でもお示しさせていただきましたが、今回、初めての委員もいらっしゃいますので、改めて御説明させていただきます。

まず、まず、「改定方針」でございます。令和5年の1月に東京都防災会議は地域防災計画の案を公表して、意見公募を経て、今年、令和5年の5月22日に東京都の地域防災計画を定めたところでございます。

それを受けまして、三鷹市の防災計画におきましても、我々の地域特性や、現在、地域防災計画上で進めている事業の進捗に合わせて、独自に令和5年度で改定を進めたいと思っております。

参考資料2のところに、ブルーの色が書いてあります、三鷹市における見直しというところで、これまでの取組、例えば、自助・共助による防災力の向上、防災・減災のまちづくり、要配慮者への支援の拡充など、既に取り組んでいるところも多々ございますけれども、今回皆様の御意見を伺いまして、さらに拡充を図っていきたくと思っております。

次に、東京都地域防災計画との整合性というところでございます。今回、東京都の地域防災計画の改定に伴いまして、想定される地震が変更になりました。三鷹市においても震度6強の地震が約90%程度になるだろうという予測がございます。このような新たな被害想定についても、今回の地域防災計画改定に取り込みたいと思っております。

また、三鷹市内におきましても、マンションの建設も多くなっておりますので、東京都が進めている「とどまるマンション」という考えも取り込んでいきたいと思っております。

このような三鷹市の独自の取組に加えて、東京都地域防災計画の修正点も落とし込みながら、令和5年度、地域防災計画の改定を進めていきたいと考えているところです。

私からは本題に入る前の事前説明をさせていただきました。

事務局：続きまして、私総務部危機管理担当部長で、防災課長を兼務しております。着座で失礼させていただきます。

私のほうで、協議事項になります検討部会の設置につきまして、御説明をさせていただきたいと思っております。

まず、最初に資料の3「検討部会の設置」を御覧ください。大きく1から5番まで番号振ってございますが、まず一番として、検討部会設置の背景となります。まず、この部会をどうして設置するのかという部分でございます。大きく2つの項目で上げさせていただいております。まず1点目として、災害時における交通インフラ及びライフライン関係機関との連絡体制構築の必要性です。先ほどもご説明しました今回の計画改定につきましては、上位計画である東京都の地域防災計画がこの5月に改定さ

れたというのが大きなきっかけではありますが、こちらの改定に合わせて、東京都のほうでは新たな被害想定というのも公表いたしました。特にその中で、電力、また上下水道、ガス、通信。また、鉄道とか道路といったライフラインとか交通インフラにつきまして、時系列のシナリオが公表されております。

こちらについては、発災直後それぞれのライフライン、交通インフラがどういうことが起きるのか、想定されるのか。また、それが1日後、3日後、1週間後、1か月後というような時間経緯の中で、それぞれの被害をどういうふうに復旧していくのか、そこでの課題は何かというものが都全体で示されたものがございます。

それに対して、三鷹市といたしましても、災害時において、市内の中でも刻一刻と変化するそういった状況を、そういった関係機関の皆様とも共有しながら、状況を把握して対応する必要もあり、その前提として、こうした分野の関係機関の皆様と、今回の計画改定を機に、平時からの、具体的でかつ機動的な連絡体制を構築する必要があるというふうに、まず考えたものでございます。

それと、2点目、新たな被害想定等に基づく市内の実施被害状況を確認する必要性でございます。第1回目の会議でもご説明しましたとおり、東京都全体では被害の想定は若干前回の想定よりも下回るような評価もかなり出た部分がありますが、多摩東部直下地震という新たな地震を今回当てはめた場合、三鷹市内に限って申し上げますと、震度6強の部分がほぼ9割を占めるというような状況になってございます。

こういった想定を前提に考えたときに、三鷹市内の震度がかなり高くなるということで、市内の実被害状況について、内部だけでなく、専門的な知見を有する皆様方、特にライフライン関係の事業者の方々とも、こういった被害想定。都内と三鷹市内の被害想定を踏まえた上で、それぞれの事業者の方とも、現状確認や意見交換をさせてもらいながら、こういった対応ができるか、あるいは、できないのかということも、ぜひ検討させていただければというふうに考えております。

また、こういった対策ができるかをこの場で協議をしたいというふうに考えたところで、こういった検討部会を設置したいというふうに考えたところです。

資料3にまた戻りますが、まずは交通インフラ対策部会というところと、ライフライン対策部会という2つの部会を立ち上げさせていただけたらというふうに考えております。

交通インフラ対策部会に関しましては、JR三鷹様、京王電鉄様、小田急バス様、京王電鉄バス様、東京ハイヤー・タクシー協会武蔵野三鷹支部様といった交通インフラの事業者の方々、ぜひ加わっていただいて、会議を進めさせていただければと思っております。

また、ライフライン対策部会におきましては、東京ガス様、東京電力様、水道局様といった都市整備関連、加えまして、NTT様、ソフトバンク様、ジェイコム様といったメディア関連の方々にご参加いただき、部会を立ち上げさせていただければと存じます。なお、この2つの部会については、同時並行的に進めさせていただきたいと思っております。

さらに、それぞれの部会には、三鷹市のほうからも、交通インフラ対策部会につきましては、都市整備部の道路管理課及び都市交通課、ライフラインの対策部会につきましては、都市整備部水再生課及び広報メディア課といった関係部署の職員も参加も参加させていただき、それぞれの部会を進めさせていただきたいというふうに思っております。

次に、その下にあります3番で、「主な検討課題(案)」となります。こちらは、市のほうで今想定しているものとお考えください。皆さまにそれぞれ部会にご参加いただく中で、課題認識に基づく何かご

提案があれば、ぜひそちらについても協議していきたいと考えておりますが、今現状私どもで考えております検討課題を挙げさせていただいております。

まず、交通インフラ対策部会では、災害時の連絡体制の構築、また、災害対策用の車両の確保、これは市の車両を当然計画上は大前提にしておりますけれども、それではなかなか不足も出てくるということで、それぞれの事業者様のほうでも、何かそういった対応ができないかということもご協議をさせていただければと思っております。また、被災者の他地区への輸送。また、帰宅困難者対策の充実といったような部分も、ぜひ議論を深めさせていただければなというふうに考えております。

また、ライフライン対策部会につきましても、災害時の連絡体制の構築から、各ライフラインの復旧情報の市民への情報伝達の方法、また、市内における新たな被害想定に基づく復旧に向けた動きについても確認をさせていただきたいと考えております。

また、先ほど申し上げました災害対応のシナリオ、タイムラインに基づくそれぞれの機関ごとの対応についてもご紹介いただくとともに、我々と共有もできればなというふうに考えております。

次に、大きな4番、「検討部会メンバー」の考え方でございます。本防災会議の委員の皆さまにつきましては、それぞれの機関の責任者の方に入らせていただいておりますが、この検討部会につきましては、当然そういった委員の方も当然ご参加いただくのはもちろん結構ですが、検討部会という特殊性をご認識いただいた上で、今回の検討課題について、専門性及び関連性を有する方がいらっしゃるようであれば、現場の方も含めて、是非ご参会いただければと考えております。また、先ほど申し上げましたとおり、市役所の内部でも、庁内で専門性の高い市の職員も加わらせていただく予定でおります。

それぞれの部会、部会運営の規模感もありますので、大体10名ぐらいで構成をできたらと考えております。またスケジュールにつきましては、7月から9月ぐらいの間に、それぞれの検討部会を2回ずつぐらい開催させていただいた上で、それぞれの内容について、計画への盛り込みを図っていききたいなというふうに考えております。

本日、この会議におきましての概要説明は以上になります。今回、我々の方から検討部会にご参加いただきたい機関を例示させていただきましたが、本日はこういった方向性・趣旨をご理解いただければと思います。後日、担当のほうから再度、関係機関ごとにご説明、ご相談の御連絡をさせていただいて、検討部会メンバーへの就任、また、会議のスケジュール等につきましても、個別に御相談をさせていただきながら進めさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

あと、資料4につきましては、時間の都合上、詳細な説明は省略させていただきますが、こういったそれぞれの検討部会の課題につきましては、現行の地域防災計画の各それぞれの章の中に、今の計画上の記載があるところもあります。また一方、その中に足りない部分もあるかと思っておりますので、参加いただく部会員の方には、ぜひこういったところを中心に計画の中も見ていただいて、御意見を頂戴できればというふうに考えております。

甚だ大ざっぱでありますけれども、本日の協議事項の御説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

会長：ありがとうございます。長時間の説明になりましたが、すみません。今のところで、ご質問、ご意見等ありましたらよろしくお願ひしたいと思ひますが、いかがでしょうか。

繰り返し趣旨を説明となりますが、検討部会をつくって、より議論を深めるという趣旨でございます。防災会議の委員数がかかなり大人数となりましたので、深い議論をぜひやりたいということでございます。ご質問等はございますか。

なければ、今、説明させていただきました部会の構成メンバーを中心に、より議論を深めていきたいというふうに思っています。ありがとうございました。

もし、個別にご質問等ありましたら、本会議は終了してから、事務局にて受け付けますので、よろしくをお願いします。

それでは、今後、検討部会のメンバーの就任依頼をいたしまして、実際の検討部会の開催日などについて、事務局と調整いただければと思います。各防災関係機関の皆様、御協力よろしくをお願いいたします。

4 報告事項

(1) 三鷹市地域防災計画改定スケジュールについて

会長：それでは、4の次の報告事項に移ります。報告事項の(1)の三鷹市地域防災計画改定のスケジュールにつきまして、事務局より説明をいたします。

事務局：それでは、資料5のほうをお手元をお願いいたします。

皆様と関係の深いところということで、スケジュールを上げさせていただきました。まず、本日、7月4日でございます。防災会議を開催させていただきました。協議事項の中で、検討部会の設置にしましては、おおむね了解いただいたと承知しておりますので、それを基に検討部会のほうを7月8月9月、この3か月間の中で2回程度開催させていただきました。議論を深めたいと思っております。

検討部会の結果も踏まえつつ、我々は並行作業でこの地域防災計画の素案を作っていくと考えております。素案につきましては、現段階の予定ではございますが、10月の中旬ぐらいには素案(案)を作らせていただきまして、これは皆様に一番関係するところでございますが、皆様に忌憚のない御意見を頂ければなと思っております。

特に関係機関の皆様におかれましては、この防災計画の中でかなり様々なところで記載がございます。三鷹市地域防災計画はかなり分量がありますので、皆様に関係あるところを探し出すのは容易でないと思います。我々事務局にて、ピックアップしてお示しさせていただきますので、その際は是非御意見のほうをお願いしたいと思います。

皆様に意見照会をした後、12月ぐらいから、今度は市民の皆様、パブリックコメントという形で、意見照会をさせていただければなと考えております。様々、御意見を受けると思いますので、それを取りまとめて、議会報告も並行しながら、改定作業を進め、3月、この地域防災計画は、この防災会議にて確定したいと考えております。また、防災会議については、開催時期は未定ではございますが、3月末には開催する予定です。

また、この地域防災計画、先ほど御説明もさせていただきましたとおり、東京都の地域防災計画との整合性も図る必要がございますので、ここで確定した後、東京都との整合を図るべく、報告という作業も残っておりますので、その行程についても実施していきたいと思っております。

繰り返しになりますが、専門部会にご協力いただける機関におかれましては、これから我々事務局のほうで、人選も含めて打診させていただいて、検討部会で議論しつつ、10月で皆様に意見照会をお願いしたいと思っております。スケジュールについての御説明をさせていただきました。

会長：改定作業は以上のおりでございますが、検討部会に入られた皆さんのほか、それ以外の方も、ぜひ様々なご意見、お立場であると思っておりますので、質問なり意見なり、どンドン事務局のほうに寄せていただければと思っております。よろしくをお願いいたします。

それでは、今のスケジュールの説明につきまして、主なことでもよろしいですし、気になった点がございましたら、ご質問よろしくお願ひいたします。ご質問がないようですので、本日の防災会議の議題は全て終了させていただきます。ご協力ありがとうございました。それではここで警察署長、消防署長、そして消防団長に最近の市内の状況や活動についてご報告をお願いしたいと思います。

(2) その他

- ア 三鷹警察署長より報告
市内の交通事故発生状況及び犯罪発生状況等について
- イ 三鷹消防署長より報告
火災発生状況及び救急出動要請状況等について
- ウ 三鷹市消防団長より報告
消防団の活動状況等について

事務局：最後に、事務局から事務連絡をさせていただきます。

令和5年度第3回三鷹市防災会議は、年度末は3月を予定しております。大体1か月前を目途に、開催通知のほうを送らせていただきますので、御承知おきください。

また、検討部会の開催につきましては、事務局から関係機関の皆様にご連絡し、メンバー選出や開催日程を調整させていただきますので、その際は、ぜひ御協力のほどよろしくお願ひいたします。

以上、事務局からとなります。

会長：以上となります。どうもありがとうございました。